

◎退職所得の分離課税に係る市県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市県民税の課税については他の所得と区分して所得税と同様に退職手当等が支払われる際に特別徴収されることになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在岩出市内に住所を有し、退職所得等の支払いを受ける人です。（ただし、退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人は課税されません）

なお、死亡により支払われる退職手当等は相続税の課税対象となるため市県民税は課税されません。

2. 退職所得に係る市県民税の計算方法

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当支給額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

(注) 勤続年数が5年以下の法人役員等の場合は、退職所得控除を控除した残額の1/2とする措置が廃止されました。

なお、令和3年度税制改正により、勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分について1/2とする措置が廃止されることになりました。（令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等から）

(1) 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障害者に該当すること となったことにより退 職された場合は左記の 金額に100万円を加算 します
20年超	800万円+70万円× (勤続年数-20年)	

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は切上げます。

(2) 所得割額の計算

税額は、退職所得金額に税率（市民税6%・県民税4%）を乗じて計算します。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

(注) 特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。

【計算例】

(勤続年数25年・退職手当支払金額14,223,632円の場合)

- 退職所得控除額の計算
 $8,000,000 \text{円} + 700,000 \text{円} \times (25 \text{年} - 20 \text{年}) = 11,500,000 \text{円}$
- 退職所得の金額
 $(14,223,632 \text{円} - 11,500,000 \text{円}) \times 1/2$
 $= 2,723,632 \text{円} \times 1/2 = 1,361,816 \text{円} \rightarrow 1,361,000 \text{円}$
 (千円未満切捨て)
- 退職所得に係る所得割額
 - ◆市民税：1,361,000円×6% = 81,600円→81,600円
(百円未満切捨て)
 - ◆県民税：1,361,000円×4% = 54,440円→54,400円
(百円未満切捨て)

特別徴収税額

$$81,600 \text{円 (市民税)} + 54,400 \text{円 (県民税)} = \underline{136,000 \text{円}}$$

3. 退職所得に係る市県民税の納入について

退職手当等に係る市県民税の所得割は、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて同一納入書で、徴収した月の翌月の10日までに納めてください。

なお、納入書の記載にあたっては、税額欄の退職の欄に納入税額を必ず記入するほか、裏面の納入申告書に所要事項をご記入ください。

4. 退職所得の明細書の提出について

退職所得に係る特別徴収税額を納入の際には、末尾に添付してあります用紙にご記入のうえ、提出くださいますようお願いいたします。